

特約付指定金銭信託（一時金 R 型・財産管理 R 型）に関する契約書

尾張旭市（以下「甲」という）、株式会社十六銀行（以下「乙」という）および三井住友信託銀行株式会社（以下「丙」という）は、特約付指定金銭信託（一時金 R 型・財産管理 R 型）に関し、以下のとおり合意する。

第 1 条（目的）

- ① 丙は、乙を代理店として顧客と締結する特約付指定金銭信託（一時金 R 型）の信託契約において、当該顧客が甲を帰属権利者として指定した場合には、同信託契約および本契約の定めに従い、当該顧客の死亡により信託が終了した場合に限り、甲に対し、残余財産を交付し、甲はこれを受領するものとする。
- ② 丙は、乙を代理店として顧客と締結する特約付指定金銭信託（財産管理 R 型）の信託契約において、当該顧客が甲を特定受給者として指定した場合には、同信託契約および本契約の定めに従い、当該顧客の死亡により信託が終了した場合に限り、甲に対し、特定給付金を交付し、甲はこれを受領するものとする。

第 2 条（交付金額）

- ①
 - 一 丙が甲に対して交付する前条第 1 項において定める残余財産の額は、特約付指定金銭信託（一時金 R 型）の信託契約および本契約の定めに従うものとし、甲、乙および丙の合意によって変更できるものではないことを確認する。
 - 二 丙が甲に交付する残余財産の額は顧客の死亡により信託が終了し信託の清算が終了した後の残余財産の額とする。
 - 三 甲は、中途解約および信託報酬等の費用の支払い等により前号の残余財産の額が当初の信託元本の額に満たないことがあることを確認し、それについて乙および丙に対して苦情を述べないことを確認する。
- ②
 - 一 丙が甲に対して交付する前条第 2 項において定める特定給付金の額は、特約付指定金銭信託（財産管理 R 型）の信託契約および本契約の定めに従うものとし、甲、乙および丙の合意によって変更できるものではないことを確認する。
 - 二 丙が甲に交付する特定給付金の額は顧客の死亡により信託が終了し信託の清算が終了した後の残余財産の額を限度とする。
 - 三 甲は、信託期間中の信託財産の交付および信託報酬等の費用の支払い等により前号の残余財産の額が当初顧客が指定した特定給付金の額に満たないことがあることを確認し、それについて乙および丙に対して苦情を述べないことを確認する。

第 3 条（費用の負担）

甲、乙および丙が別途合意する場合を除き、甲、乙および丙は、本契約に基づいて各々が行う業務に必要な費用を各自で負担する。

第 4 条（交付方法）

第 1 条および第 2 条に定める残余財産または特定給付金の交付は、甲が指定する口座に振り込むことにより行う。

第 5 条（権利義務の譲渡の制限）

甲、乙および丙は、本契約書上の地位、権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。

第 6 条（苦情処理・責任）

- ① 次項の場合を除き、乙および丙は、特約付指定金銭信託（一時金 R 型・財産管理 R 型）の商品に対する委託者からの苦情については、乙および丙の責任において対処するものとする。
- ② 甲の活動内容について、特約付指定金銭信託（一時金 R 型・財産管理 R 型）の信託契約の委託者、受益者その他の関係者と甲の間でクレーム、紛議、紛争等が生じた場合については、乙および丙は一切の責任を負わないものとし、甲は自らの費用と責任においてこれに対処するものとする。

第 7 条（第三者との契約）

甲、乙および丙は、相手方に重大な損害を与える場合を除き、第三者と本契約と同様の契約を別途締結することを妨げない。

第 8 条（契約期間（自動延長の定め））

本契約は、2026 年 3 月 31 日に終了するものとする。ただし、甲、乙または丙のいずれからでも、当該日の 2 ヶ月前までに契約を終了する旨の申し出がされなかった場合には、さらに 1 年、自動的に本契約の契約期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

第 9 条（契約の変更）

本契約の内容に変更を行う必要が生じた場合は、甲、乙および丙は協議の上、書面による合意によってのみ変更できるものとする。

第 10 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（協議）

本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲、乙および丙は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたる。

第 12 条（表明保証）

- ① 甲、乙および丙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 四 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 五 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 甲、乙および丙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- 四 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為
- ③ 甲、乙および丙は、相手方が暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、本契約の解除に伴い相手方に費用が発生し、若しくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲、乙または丙に対し当該費用および損害の請求を行わないものとする。
- ④ 前項の事由により、本契約の解除を請求した者に費用が発生し、若しくは損害が生じた場合には、その相手方に対して費用の償還または損害の請求を行うことができるものとする。

本契約書締結の証として本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各 1 通を保有する。

以上

2025年 9月25日

甲：愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1
尾張旭市
尾張旭市長 柴田 浩

乙：岐阜県岐阜市神田町八丁目 2 6 番地
株式会社十六銀行
代表取締役 石黒 明秀

丙：東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 大山 一也